

転籍届の書き方と届出について

1 届出に必要なもの

転籍届書 1 通

戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）1 通 市内での転籍には必要ありません。
届出人の印鑑（朱肉不要のものは避けてください）

2 届出人（届書に署名・押印する人）

- ・夫婦の場合は夫と妻（必ず届出人がそれぞれ自分で署名してください。）
- ・夫婦の一方が亡くなっている場合は、他の一方の配偶者
- ・配偶者がいない場合は、戸籍の筆頭者

届出人が署名・押印した書類であれば代理の方が提出することもできます。

戸籍の筆頭者が 15 歳未満のときは、親権者もしくは未成年後見人が届出人になります。

3 届出をするところ

次のいずれかの市町村役場で届出ができます。

届出人の現在の本籍地 転籍先の本籍地 所在地（住所地等）

- ・府中市では市役所本庁舎 1 階総合窓口課と東西出張所（白糸台文化センター・西府文化センター）が届出窓口です。
- ・土、日曜日や祝日、夜間などの閉庁時でも届書をお預かりしています。窓口は市役所本庁舎西玄関守衛室です。東西出張所では閉庁時のお預かりはできません。閉庁時にお預かりした届書は、翌開庁日に職員が審査します。

4 その他

- ・届書を書くときは、字をくずさず、楷書で記入してください。
- ・婚姻や死亡によりすでに除籍されている人や、すでに終了している内容（離婚や離縁など）については、新しい戸籍には記載されません。

お問い合わせ先

府中市役所市民部総合窓口課記録係

電話 042 - 335 - 4555（直通）

< 裏面に記入例があります >

記入例

転籍届

令和 年 月 日届出

東京都府中市 長 殿

受理 第 号	年 月 日	発送 年 月 日	長印
送付 第 号	年 月 日		
養育調査	戸籍記載	記載調査	附 票 住民票 通知

今までの本籍

本籍 東京都〇〇市〇〇〇町〇〇丁目 〇〇番 〇

(よみかた) ふちゅう たろう

筆頭者の氏名 府中 太郎

新しい本籍 東京都府中市〇〇〇町〇〇丁目 〇〇番 〇

おなじ戸籍にある人	筆頭者 (名) たろう 太郎	(住所…住民登録をしているところ) 東京都府中市宮西町2丁目24番	(世帯主の氏名) 府中 太郎	住定年月日
	配偶者 ほなこ 花子	同上	同上	..
	いさむ 一郎	同上	同上	..
	じろう 二郎	東京都府中市寿町1丁目5番	府中 二郎	..

その他

届出人 筆頭者 府中 太郎 (府中) 配偶者 府中 花子 (府中)

署名押印 昭和40年1月1日 昭和40年12月31日

署名は必ず本人が自署してください
印は各自別々の印を押してください
届出人が署名押印した印をご持参ください

届出人 (転籍する人が十五歳未満のときに書いてく
ができない未成年後見人について、その
別紙(様式任意)届出人
以上ときは、ここに書くこと
が必要)に書いてください。

資格 親権者 () 未成年後見人

住所 筆頭者と配偶者それぞれの署名

本籍 番地 筆頭者の氏名

署名押印 年 月 日

※ 現在の本籍地の「戸籍謄本」(一通(有料))を届書に必ず添付してください。
ただし、同一市区町村内の転籍のみ添付を省略できます。「戸籍法第百八条二項」

連絡先 電話〇〇〇(△△△)××××

自宅・勤務先() 携帯